

鳥取県公報

目 次

◇規則 狩獵法施行細則の一部改正
◇告示 自作農創設特別措置法第二十八條の規定による公告

肥料の登録並びに登録証の交付
結核予防による医療機関の指定
財産の差押をする者の身分を示す証票の交付

鳥取県議会の定例開催月について
出納長事務の果出納員えの一部委任事項について
農業委員会法に基く告示
農業委員会法に基く告示

◇敍任及び辞令

安養寺徳造外

◇正誤 昭和二十七年十月二十五日鳥取県公報号外(三十三号)中訂正

規 則

狩獵法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十五号

狩獵法施行細則の一部を改正する規則

狩獵法施行細則(昭和二十五年十月鳥取県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條を次のように改める。

(狩獵の報告等)

第九條規則第十四條の規定による狩獵の報告等は、別記

第一号及び第二号様式による。

第十四條第二号中「位置、区域」を「位置、名称、区域」に改める。

第一号及び第二号様式を次のように改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

第一号様式

狩獵報告

年 月 日

住所

種別 第 号 氏

名

鳥取県知事 氏 名 殿

狩獵法施行規則第十四條第二項の規定により昭和 年
度狩獵期間中に狩獵した鳥獸につき左記のとおり報告し
ます。

記

都道府県別

鳥獸名

合計

第二号様式

鳥獸捕獲許可証返納及び鳥獸捕獲報告

年 月 日

住所

第 号 氏

名

農林大臣(県 知 事)殿

狩獵法施行規則第十四條の規定により鳥獸捕獲許可証を
返納すると共に捕獲した鳥獸につき左記のとおり報告し
ます。

記

鳥獸名

数量

捕獲物の処理

備考

注意 一、卵採取の場合も右様式に準ずる。
二、學術研究にあつてはなお別紙で捕獲物処置に
ついて詳細を報告すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百五号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)

第二十八條の規定により昭和二十四年十一月一日及び昭
和二十七年七月二十二日附をもつて先買した農地、宅地、

買取申入 買取 買取 買取
年月日 番号 取り取られる人の住所 氏 名

昭和二四、 五〇 岩美郡大岩村大字大谷 沢 徳次郎

昭和二七、七、 六〇三 米子市角盤町 田中 近市

〃 〃 〃 〃 〃 〃

鳥取県告示第五百六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七條の
規定により、次の肥料を登録し、その生産業者に登録証

を交付した。

昭和二十七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

建物の所有者に買取申入書を交付することができないの
で、同法第九條第一項但書の規定により次のように公告
する。
昭和二十七年十月三十一日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

買取の 面積 金額 備考
項目 田 反 二〇三 一六七、六〇
宅地 二八、二〇一、〇一五、二〇
坪
建物 二二、五〇四、七二五、〇〇

登録番号

肥料の名称

含有する主成分の最小量(%)
窒素 全量
りん酸 全量
加里 全量

住

産 業 所

氏名又は名称

鳥取県 第一九九号

五・八茶種油粕

五・八

二・〇

一・〇

米子市灘町三丁目
一四九番地

中国化成株式会社
中 橋 久 正

鳥取県告示第五百七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和二十七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称 所 在 地 管轄保健所 指定年月日
山崎医院 鳥取市立川町五丁目 鳥取保健所 昭和二十七年十月二十五日
三九八

鳥取県告示第五百八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第八十八條第二項の規定による納入金に相当する金額滞納処分のため地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十二條第四項の規定により財産の差押をする者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和二十七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

職 名 氏 名 番号 交付年月日
鳥取県事務吏員 上林 由造 二 昭和二十七年十月三十一日

鳥取県告示第五百九号

鳥取県議会は毎年二月、六月、九月、十二月に開くを例とし、昭和二十八年一月一日から施行する。

昭和二十一年十一月鳥取県告示第四百八十四号鳥取県会定例会開期の件は廢止する。

昭和二十七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一條第四項の規定に基づき出納長をしてその事務の一部を果出納員に委任させた事項は次のとおりである。

昭和二十七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 各解及び市の果出納員（果出納員を二人以上設置する解にあつては主任果出納員）に委任させた事項
その解及び市に所属する果の現金、有価証券及び物品の出納保管その他の会計事務（他の果出納員に委任さ

せたものを除く）

二 地方事務所の財務課長である果出納員に委任させた事項

その解に属する果税及びこれに附随するもの並びに税外諸収入金の出納その他の会計事務

三 前二項以外の果出納員に委任させた事項
特に命ぜられた出納その他の会計事務

鳥取県告示第五百十三号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第五十條第一項及び第二條第二項の規定に基づき昭和二十七年十一月一日から岩美郡大成村に次のとおり農業委員会を置く。

昭和二十七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

郡 村 名 農業委員会の名称 区 域
岩美郡大成村 大茅農業委員会 元の大茅村の区域
同右 成器農業委員会 元の成器村の区域

鳥取県告示第五百十四号

農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）第五十條第一項及び第二條第二項の規定に基づき昭和二十七年十一月三日から八頭郡船岡町に次のとおり農業委員会を置く。

昭和二十七年十月三十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

郡 町 名 農業委員会の名称 区 域
八頭郡船岡町 船岡農業委員会 元の船岡村の区域
同右 大伊農業委員会 元の大伊村の区域
同右 隼農業委員会 元の隼村の区域

敍任及び辭令

（昭和二十七年十月六日） 鳥取県事務吏員 安養寺徳造
（同） 池本 亀次
（同） 糀 孝一
（同） 浦尾 耕
（同） 大塩 憲二

(同)	同	生田義一郎
(同)	鳥取県技術吏員	前田 義美
(同)	同	吉田 亮
(同)	同	山本 勝
(同)	同	中尾 秀雄
(同)	同	花原 武次
(同)	同	井本 正則
(同)	同	田中 兵一
(同)	同	坂本 恒男
(同)	同	中谷 峰藏
(同)	同	前場 松雄
(同)	同	梅林 貞治
(昭和二十七年十月十六日)	同	新 治
(同)	同	加藤 嘉子
(同)	鳥取県事務吏員	中原光太郎
(同)	同	西村 幸枝
(同)	同	荻原 正
(同)	同	中井 護郎

(同) 同 高野須泰昭
 (同) 鳥取県技術吏員 高田 周治
 願に依り本職を免する
 昭和二十七年 月 日(頭書)
 鳥取 県
 鳥取県技術吏員に任命する
 二級に叙する
 大野 猛郎
 八級七号給を給する
 技師に補する
 農業試験場兼農林部農業改良課勤務を命ずる
 昭和二十七年十月一日
 鳥取 県
 鳥取県事務吏員に任命する
 三級に叙する
 伊藤 喬二
 五級八号給を給する

主事に補する	
農地部開拓課勤務を命ずる	鳥取 県
昭和二十七年十月一日	
(雇) 岩城 勝政	
鳥取県事務吏員に任命する	
三級に叙する	
五級十号給を給する	
主事に補する	
出納員に補する	
鳥取県物産斡旋所勤務を命ずる	鳥取 県
昭和二十七年十月七日	
正 誤	
昭和二十七年十月二十五日鳥取県公報号外(三十三号)	
中誤植があるので次のとおり訂正する。	

頁 段 行 誤 正	
二 上 五 森 峰 治 郎 森 峰 治	

自治庁行政課編

B 六判單行本三〇〇頁
定價一五〇円十二〇円

地方公營企業法關係集

第十三回国会通過の法律、施行令、施行規則施行に伴う關係通達のほか、資産再評価規則、その他地方自治關係法、労働關係法等の參考法令をも収録した完全決定版。關係者の実務用テキストとして必備の書。

新舊 地方自治法關係法令

(A 五判單行本二二〇頁價一五〇円十二〇円)
第十三回国会通過の改正法關係の政令、規則を一本にまとめ、特に改正箇所は新條文をゴジックとして新旧對照とした便利な研修用テキスト。価格低廉の奉仕版。

東京都中央区銀座西七丁目一番地

發行所 株式会社 帝國地方行政学会

振替東京一三番二二〇五番

謄寫印刷と材料

孔版社の三大特長

- ◎最高の技術と最低の価格
- ◎完備せる設備により、どんな印刷でも、納期を嚴守致します。
- ◎専門家の選んだ最優秀の材料、(ヤスリ、原紙、インキ、ルーラー、印刷器等)の廉価販賣。

鳥取市西町(日赤前入る)
電話980番(甲)

孔版社

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町